

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2026-4

ハイライト：

フィジカルAI・バイオの「ファストトラック」開始...2026年から特許審査を14ヶ月体制に移行	1
LGエネルギーソリューションと中国サンオダのバッテリー特許侵害訴訟、韓国に拡大	2
全個体電池を目前に、電池の「IP競争」が激化	3
「RNAの老廃物を除去したら」...線虫で老化を遅らせ寿命を延ばす	4
「アイドル専門家」のMCハル「私の名前を使うな」...商標権侵害を主張	4
大法院、業者による「ブランド品リフォーム」行為は原則として商標権侵害にあらず	5



## IP制度

**フィジカルAI・バイオの「ファストトラック」開始  
2026年から特許審査を14ヶ月体制に移行**

知識財産処は、特許審査制度から先端技術競争のスピードを速める。知識財産処は、企業の迅速な技術競争力の確保を支援するため、「2026年特許審査処理計画」を確定・発表した。中核は、フィジカルAIおよびバイオ技術など先端技術分野を優先審査対象として拡大し、審査待ちの期間を全体で平均14ヶ月に短縮することに

ある。

### フィジカルAI・合成生物学まで…優先審査対象を大幅拡大

これまで、人工知能ニューラルネットワークなどの人工知能分野に限定的に適用されていた優先審査制度が、2026年2月からフィジカルAI(Physical AI)分野まで拡大された。これは、ロボット、自動運転、スマート製造など、AI融合技術を迅速に審査するという政策的判断によるものだ。

これと併せて、合成生物学などのバイオ技術も新たに優先審査対象に組み込まれる。技術の商用化スピードが速い分野では、特許確保の遅れがそのまま市場競争力の低下につながるという問題意識が反映されている。

優先審査が終わるまでの期間も短縮、企業が効果を実感しやすく

迅速な権利確保のため、優先審査が終わるまでの期間も併せて短縮される。優先審査案件に限り、出願人の意見書提出後における審査官の検討期間が、従来の4ヶ月から2ヶ月へと半減する。これは、審査請求から登録・拒絶決定までにかかる全体の期間を短縮し、企業が特許を活用できる時期を前倒しにする効果がある。

### 「対面・コミュニケーション審査」を強化…現場の声を反映

スピードだけでなく正確性も同時に備えることが知識財産処のもう一つの柱である。補正案のレビュー・再審査面談の回数制限を緩和し、追加の議論が必要な場合には面談をもう1回行えるように改善する。また、面談可能期間を拡大し、出願人のスケジュールと審査の流れに合わせた柔軟なコミュニケーションを可能にする。

知識財産処は上半期中に「技術主導型成長のための特許審査サービス革新案」を発表し、産業界や研究機関の意見を審査政策に継続的に反映していく計画である。

### 「特許が技術成長の足かせとならないように」

知識財産処の特許審査企画局長は、「技術主導型成長への飛躍に向け、質の高い特許を迅速に確保できるよう支援するとともに、産業特性を反映した特許審査制度を現場とともに作り上げていく」と述べた。

2026年特許審査処理計画は、特許を「事後的な保護手段」ではなく「成長を先導するツール」として活用しようとする政策転換のシグナルと評価されている。



## LGエネルギーソリューションと中国サンオーダの バッテリー特許侵害訴訟、韓国に拡大

LGエネルギーソリューションが、世界10位のリチウムイオンバッテリーメーカーである中国のサンオーダ(欣旺達、Sunwoda)社を相手取って起こした特許侵害訴訟が、韓国へと拡大している。サンオーダおよびその顧客企業による無

断の特許使用行為に対する法的対応であり、これまで勝訴した案件を含めると今回が4度目の訴訟となる。LGエネルギーソリューションは、「特許のただ乗り」を行ったサンオーダの技術盗用に強く対応し、公正かつ競争力のあるバッテリー産業のエコシステム構築を目指す方針だ。

LGエネルギーソリューションのバッテリー特許に関する代行企業であるチューリップ・イノベーション(Tulip Innovation)社は、韓国貿易委員会(KTC)に対し、中国サンオーダのリチウムイオンバッテリーセル、およびジーリー自動車グループ(吉利汽車、Geely Auto Group)のバッテリーパックに関する特許侵害訴訟を提起したと明らかにした。

チューリップ・イノベーションの提訴を受理した韓国貿易委員会は、自動車用バッテリーの安全性および性能に重要な要素である電極とバッテリーセパレータの組み合わせに関する韓国特許第10-1089135号により調査に着手する。特許権の行使は主にバッテリーメーカーを対象とするが、ライセンスなしでバッテリーの供給を受ける顧客企業も訴訟の対象となり得るため、責任を問われる可能性がある。

今回の訴訟は、韓国内でベストセラーとなっているハイブリッドSUVに供給されている製品が、チューリップ・イノベーションのバッテリーライセンスプログラムに含まれている特許を侵害しているとして提起された。サンオーダがライセンス締結の要求に応じず、無断使用を続けたことを受け、チューリップ・イノベーションが法的攻勢を強化した。

同社は、LGエネルギーソリューション、パナソニックなどのリチウムイオンバッテリー技術に関する特許ライセンス交渉および訴訟を代行している特許管理専門企業である。

今回提起した特許は、チューリップ・イノベーションが昨年ドイツでサンオーダを相手取って起こした訴訟で確保した3件の仮処分申請と同一の特許技術である。電極組立体構造に関する技術特許で、コーティングセパレータを活用し、層状に積み重なった電極層が強固に維持されるよう一体化した電極組立体を形成するLGエネルギーソリューションの特許技術である。

チューリップ・イノベーションは昨年、ドイツでもサンオーダを相手に行ったセパレータ(SRSコーティング)関連の特許侵害訴訟で勝訴している。ドイツの裁判所は、ルーマニアの自動車メーカーである「ダチア」(Dacia)が製造した小型電気SUV「スプリング」(Spring)に搭載されたサンオーダの角形バッテリーが、LGエネルギーソリューションの中核特許を侵害してい

ると判断し、ドイツ国内での販売差止、残余バッテリーの回収および廃棄、関連会計資料の提出、損害賠償などを命じた。

チューリップ・イノベーションの代表は、「当社はバッテリー産業における公正かつ競い合える市場環境を維持するための取り組みの一環として、韓国で訴訟を起こした」と述べ、「当社の目標はすべてのリチウムイオンバッテリーメーカーにポートフォリオに基づくライセンスを付与することだが、必要であればライセンス提供者の知的財産権を保護するために、サプライチェーンの多様な関係者に対しても法的措置を取る準備がある」と明かした。

LGエネルギーソリューションは、「特許のただ乗り」に強く対応し、公正なライセンス市場の構築に努めている。同社が保有する特許のうち、競合他社が侵害している、または侵害すると予想される「戦略特許」は、約1,000件に上るとされている。

サンオーダは1997年に設立された中国のリチウムイオンバッテリーメーカーであり、SNEリサーチによると、昨年の世界市場シェア率は10位だった。ジーリー自動車およびルノー・日産、ドソン自動車(東風汽車)などにバッテリーを供給している。



## 出願動向

### 全固体電池を目前に、 電池の「IP競争」が激化

韓国と中国の電池業界は、来年の全固体電池の商用化を目前に控え、知的財産権(IP)の先取り競争を本格化させている。中国が巨額の資金力を基に特許の「量的攻勢」を仕掛ける中、韓国の電池メーカー3社は中核技術を軸とした「IP要塞」の構築で対抗する構図となっている。

業界によると、LGエネルギーソリューション社、サムスンSDI社、SKオン社など韓国の電池メーカー3社が確保している特許は、昨年末時点で約7万件に迫ることがわかった。

LGエネルギーソリューションは、韓国1万2,942件、海外3万8,464件の計5万件以上の特許を保有し、最も強固なポー

トフォリオを築いている。出願中の特許も4万件に達している。サムスンSDIは、韓国1万4,000件、海外2万4,000件の計約3万8,000件の特許を確保している。SKオンは後発ながら、海外特許を中心に2021年の154件から昨年は652件へと急速に増加させた。

韓国企業は、ニッケル系正極材、多層負極構造、無負極技術などの中核分野を中心に、素材からセル、システムに至るまでの「垂直型特許網」を構築し、技術主導権の確保に乗り出している。単なる特許数の競争を超え、商用化に直結する中核IPの先取りを狙う戦略である。

特に、これは全固体電池の商用化主導権とも直結する。全固体電池は、素材の組み合わせと構造設計、製造工程まで、全過程で新技術が求められるため、中核特許を先に押さえれば競合他社の量産参入を遅らせたり、技術適用範囲を制限したりすることが可能となる。

業界では、全固体電池時代には特定の素材や構造に関する「標準特許」を誰が握るかによって市場の構図が左右される可能性が高いと分析されている。

一方、中国は圧倒的な資金力と量を前面に押し出す。世界最大の電池企業である中国のCATL社は昨年だけで221億元(約4,600億円)を研究開発(R&D)に投入し、計5万4,538件の特許を確保した。最近では全固体電池関連の国際特許を公開し、商用化競争の加速を図っている。今年7月には中国政府による全固体電池の国家標準発表が予定されており、特許と標準を同時に先取りする戦略とみられる。

中国のBYD社も昨年10月時点で5万件以上の特許を出願し、1日平均数十件の特許を出願する量的戦略を強化している。

業界では、相手企業の事業を実質的に制約し得る、いわゆる「キラー特許」の確保が今後の勝敗を分ける中核要因になるとの見方が出ている。特に、全固体電池競争の本質は、特許数ではなく技術力にあるとの評価がある。

韓国企業もこうした流れを意識して、質を重視した戦略を強化している。ただし、特許競争が実際の事業競争力にどこまで結びつくかについては依然として不透明である。

サムスンSDIは来年の全固体電池量産を目標にパイロットラインを運用中であり、LGエネルギーソリューションとSKオンは2029年の商用化を目標に開発を進めている。



## 最新技術

「RNAの老廃物を除去したら」  
線虫で老化を遅らせ寿命を延ばす

韓国の研究チームが、加齢とともに細胞に蓄積する「環状RNA」を除去することで、老化を遅らせ寿命を延ばす新たな現象を発見した。

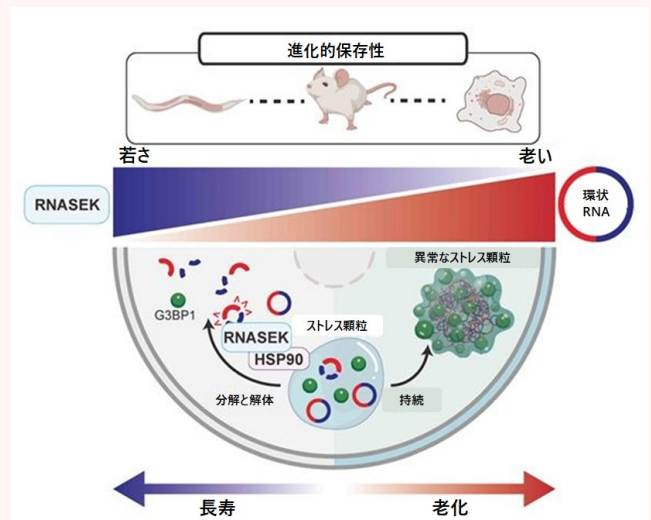
KAIST(韓国科学技術院)生命科学科の研究チームは、環状RNAを分解する酵素であるRNASEK(リボヌクレアーゼK)タンパク質が、老化を遅らせ寿命を延ばすのに重要な役割を果たすことを明らかにした。

これまで環状RNAは、安定性が高いため分解せず、加齢とともに細胞に蓄積する「老化の指標」程度としか知られていなかったが、このようなRNAを除去する分子的メカニズムと老化との直接的な関連性は明確にされていなかった。研究チームは、環状RNAの蓄積が老化にどのような影響を及ぼすのか、そしてそれを調節する細胞内の管理システムが存在するのかを究明するため、研究を進めた。

まず、寿命が短く老化研究に広く用いられる線虫を用いた実験で、RNA分解酵素であるRNASEKタンパク質が長寿に必須であることを確認した。また、老化の進行に伴ってRNASEKの量が減少し、その結果、環状RNAが細胞内に異常に多く蓄積することも明らかにした。

一方、RNASEKの量を人為的に増やすと(過剰発現)、寿命が延び、健康な状態でより長く生存した。これは、細胞内で環状RNAを適切に除去する過程が、長寿と健康維持に非常に重要な役割を果たすことを示している。

さらに研究チームは、RNASEKは、環状RNA同士が凝集して毒性が生じる現象を防ぐことも明らかにした。RNASEKの欠乏時に環状RNAが多く蓄積すると、細胞内に「ストレス顆粒」といわれる塊が異常に形成されるが、これは細胞機能を低下させ、老化を促進する可能性がある。



環状RNAと、除去酵素であるRNASEKタンパク質によって、長寿または老化が進行することを示した模式図。[KAIST提供]

RNASEKは、シャペロンタンパク質HSP90(タンパク質が誤って折りたたまれたり凝集したりしないよう補助するタンパク質)とともに作用し、このようなストレス顆粒の形成を抑制して、細胞が正常な状態を維持するのを助ける。特に、こうした現象は線虫だけでなく、マウスとヒト細胞でも同様に現れた。哺乳類においてもRNASEKは環状RNAを直接分解する機能を有しており、ヒト細胞とマウスモデルで、RNASEKが欠乏すると早期老化現象が現れた。

研究チームは、「これまで環状RNAは、安定性が高いため加齢とともに蓄積する老化の指標程度と考えられてきた」と述べ、「今回の研究は、老化に伴って蓄積する環状RNAが実際に老化を誘導しており、これを除去するRNASEKが、老化を遅らせて健康な長寿に導く中核の調節因子であることを証明したものだ」と説明した。

今回の研究成果は、国際学術誌「Molecular Cell」に掲載された。



## 商標

「アイドル専門家」のMCハル  
「私の名前を使うな」...商標権侵害を主張

MCハル(本名チョ・ハル)が、同じ名前でも活動しているMCハル(本名ナム・サンワン)に対し、商標権を侵害していると主張して制止に乗り出した。

先頃、MCハルは、同名でも活動中のナム・サンワンに対して、商標権侵害および不正競争行為中断の要求などに関する内容証明を送付した。

内容証明を通じ、「同じ『MCハル』という名称を使用して、YouTube、インスタグラム、ブログなどを運営し、イベントの進行およびレクリエーション講師など同種の営業を行っている。これは商標法第108条第1項第1号による商標権侵害行為であり、刑事処罰の対象となる商標侵害罪(商標法第230条)に該当し、不正競争防止法に定められた不正競争行為にも該当する」と主張した。

さらに、「このような無分別な標章の使用により、実際の市場では深刻な誤認および混同が生じている。キャストイング過程で連絡先を誤るなど、甚大な経済的損害が発生している」と述べ、「過去に何度も知人などを通じて名称使用中断を丁重にお願いしたが、これを明確に認知しているにもかかわらず使用を続けてきた。この行為は単なる過失を超えた故意かつ悪意のある権利侵害に該当すると判断した」と付け加え、「MCハル」の名称使用およびYouTube、SNSのチャンネル名の変更などを求めた。

MCハルは、「現在、私と同じ名前でも活動している方のせいで、非常に大きな被害を受けている。内容証明を送付した状態だが、相手側は沈黙を貫いている。先日、名前に関する商標権の登録も完了した」と明かした。

さらに、「20年間MCという職業で生きてきて、築きかかったイメージがあったが、今回のことで非常に多くの誤解と被害が生じ、ストレスを受けている」と述べ、「今後、商標法違反による刑事告訴および不正競争防止法違反、損害賠償請求訴訟、仮処分申請まで進める予定である。善処はせずに厳罰を望む。最後まで責任を追及する」と付け加えた。

一方、MCハルは2005年から各種全国規模のイベント会場で活動してきた。その後2010年に歌謡界に活動の幅を広げ、ファンミーティングをはじめ、メディアおよびファン向けショーケース、コンサートまで、アーティストをさらに輝かせるMCとして活躍し、業界関係者の注目を集めた。

特に「アイドル専門家」と呼ばれるほど、イベントを担当するアーティストに関する綿密な下調べでも評価され、テヤン、ペ

ンタゴン、LOOΠ Δ、(G)I-DLE、GOT7など、著名なK-POPアーティストの各種イベントにも参加している。



## 大法院、 業者による「ブランド品リフォーム」行為は 原則として商標権侵害にあらず

大法院は、ブランド品を個人的な目的で使用するために別の製品に作り替える「リフォーム」行為は、商標権侵害にあたらないと判断した。

バッグ所有者の個人的使用を目的とした業者のリフォーム行為に対して、原則としては許容されるものの、市場にリフォーム製品を流通させたと判断される場合は、例外として商標権侵害が認められ得るという、初の判例を示した。

大法院第2部は、ルイ・ヴィトンがリフォーム業者を相手取って起こした商標権侵害差止などの訴訟における上告審で、原告の一部勝訴とした原審判決を破棄し、事件を特許法院に差し戻した。

被告のリフォーム業者は、2017年から2021年まで、顧客から受け取ったルイ・ヴィトンのバッグの生地を再利用して小型バッグや財布などを制作し、顧客から製品1点あたり10万～70万ウォン(約1万円～8万円)の修繕費を受け取っていた。

これに対してルイ・ヴィトンは、2022年に、業者がルイ・ヴィトンの商標を付した製品を製造して出処表示および品質保証機能を損ない、不正競争防止および営業秘密に関する法律に違反したとして今回の訴訟を起こした。

リフォーム行為を商標権侵害とみなさないとした大法院の初の判例となった。1審、2審は業者のリフォーム行為が商標権侵害にあたるとして、ルイ・ヴィトン側の主張を認めていた。

一方、大法院は、「リフォーム業者が(ブランド製品の)所有者から個人的使用を目的としたリフォームの依頼を受けて作った製品を所有者に返却した場合、業者がリフォームした

製品に商標を表示する行為などは、原則として商標法上の『商標の使用』には該当しないと判示した。

また、「業者のリフォーム行為は、商標法上の『商標の使用』に該当せず、ルイ・ヴィトンの商標権を侵害していない」として、2審の特許法院の判決を破棄した。

ただし、大法院は、リフォーム業者が製造した製品を所有者に返却したように見えても、実質的に業者がその製品を流通させた場合には、商標権侵害となり得るとした。

中古のブランド品を受け取りリフォームして元の所有者に返却する形式をとっていても、業者が一連のリフォーム過程をコントロール・主導し、リフォーム製品を製造・販売している場合には、例外として商標権侵害の責任を負う可能性がある。

大法院は、「自身の製品として商取引に提供し、取引市場で流通させたと判断できる特別な事情がある場合には、リフォーム業者による商標表示行為などに対して商標権侵害が成立し得る」と明らかにした。

さらに、▲所有者のリフォーム依頼に関する経緯と内容、▲リフォーム製品の目的・形状・個数などに関する最終的な意思決定の主体、▲リフォーム製品に提供された材料の出処と、その材料が製品に占める割合、▲製品の所有関係、など複数の事情を総合的に考慮して判断されなければならないとした。

また、大法院は、「このような特別な事情に関する立証責任は、リフォーム業者の行為が商標権侵害に該当すると主張する商標権者にある」と判示した。

例外として商標権侵害の責任を問うことはできるものの、それすらもブランドメーカーが立証しなければならないとしたものである。

これは、大法院がリフォーム業者によるブランドバッグのリフォーム行為について、商標権侵害にあたらぬと判断した初の判例である。

大法院は事件の波及力を考慮し、裁判官4名で構成される小部(裁判部)事件では異例として、昨年の上告審の審理過程である弁論を公開した。大法院が小部事件の弁論を公開したのは、史上6例目となる。

ルイ・ヴィトン側は、「バッグ1つを販売するたびに1~3つの偽造バッグや複数の偽造財布が出現する可能性を覚悟しなければならない」として商標権侵害を認めるべきだと主張したが、受け入れられなかった。

大法院は、「この事件は米国、欧州、日本など世界各国がその結果に注目しているだけに、法理の重要性はもちろん、社会的波及効果も非常に大きい」と強調した。



## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.com  
Website : <http://haandha.com>

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail: [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)